



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和7年3月19日（水） 岐阜県発表資料		
担当課	担当者	電話番号
建築指導課	建築構造審査監 本多	内線 4782 直通 058-272-8685 FAX 058-278-2782

構造計算適合性判定に係る通知書の誤送信について

県が実施する建築基準法第6条の3に基づく構造計算適合性判定事務（以下、「適合性判定」）において、メール送信先のアドレス入力を誤り、第三者に個人情報を含むデータを誤送信しました。

1 事案の概要

県から適合性判定の申請代理人に対して通知をする際、誤って第三者に送信（申請者の氏名、建築場所、申請代理人の事務所名称等を含む情報を誤送信）

2 経緯

3月10日（月）	・ 適合性判定に係るメール1通及びパスワード通知メール1通を申請代理人に送付する際、申請代理人から届いたメールアドレスの一部のみをコピー&ペーストし、異なる第三者のアドレス宛にメールを誤送信 ※添付ファイル及びメール本文に申請者氏名、建築場所、申請代理人の事務所名称等が含まれる
3月17日（月）	・ 適合性判定に係るメール1通及びパスワード通知メール1通を再度誤ったアドレス宛てに送信 ・ 送信後、申請代理人に電話でメールの到着確認を依頼
3月18日（火）	・ 申請代理人より、「メール未着」である旨の電話連絡あり。 ・ 送信済みメールのアドレスを確認したところ、誤りを発見したため、誤送信先の第三者に対し、当該メールを削除するようメールで依頼 ・ 申請代理人に対し、電話にて「誤送信したこと」及び「メール削除を依頼したこと」を説明し、謝罪
3月19日（水）	・ 申請者に対し電話で謝罪

3 現在の状況

本件に起因する個人情報の不正利用やトラブルは確認されていない。

4 再発防止策

- ・ 相手先への送信は、相手からのメールへの返信によることを徹底する。
- ・ 外部へメールを送信する場合は、複数名での確認を徹底する。